

日本のひなた宮崎国スポ競技別リハーサル大会 (西都市開催競技) 保険契約 に係る仕様書

1 件名

日本のひなた宮崎国スポ競技別リハーサル大会（西都市開催競技）保険契約

2 損害賠償責任保険

(1) 目的

日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が主催及び共催する、日本のひなた宮崎国スポ競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の開催準備期間及び開催期間中に、市実行委員会が所有又は管理運営する施設等の不備又は運営上の過失に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合の補償をするため、損害賠償責任保険に加入する。

(2) 内容

① 施設賠償責任保険

ア 対象

競技会場、練習会場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、市実行委員会が所有し、又は管理運営するもの並びに大会運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合の補償。

イ 補償内容（免責金額なし）

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円
対物	—	1 億円	3 億円

ウ 保険条件

別紙 1「大会概要」、別紙 2「施設賠償責任保険対象者推計表」及び別紙 3「仮設物設置状況一覧」を参照。

エ 保険料の算出

保険料は、別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 の保険条件を前提として算出し、補償対象日もこれに対応するものとする。なお、補償対象日に開催準備期間も含むものとする。

② 医師等賠償責任保険

ア 対象

市実行委員会が管理運営する救護所等で医師又は看護師等の医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合の補償。

イ 補償内容（免責金額なし）

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円

ウ 保険条件

別紙 4「医師等配置計画」を参照。

エ 保険料の算出

救護所等を設置する会場及び医療従事者数は、別紙 4 を前提とし、補償対象日もこれに対応するものとする。

③ 生産物賠償責任保険

ア 対象

市実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の賠償責任を負うこととなった場合の補償。

イ 補償内容（免責金額なし）

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	3, 0 0 0 万円	3 億円	3 億円

ウ 保険条件

別紙 5「飲食物提供予定一覧」を参照。

エ 保険料の算出

保険料は、別紙 5 の保険条件を前提として算出し、補償対象日もこれに対応するものとする。

（3）保険料の支払い

保険料は、大会開催前に支払うものとし、大会日程や使用施設等、保険料算出の前提条件に変更が生じたときは、協議のうえ、契約内容の変更及び保険料の精算を一括又は分割して行うものとする。なお、この場合の振込手数料は振込元が負担するものとする。

3 傷害保険

（1）目的

被保険者が、大会開催準備及び開催期間中等に大会の準備若しくは大会の運営に従事しているとき、当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中、又は競技の観覧中等に発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた損害を補償するため、傷害保険に加入する。

(2) 内容

① 被保険者・対象

区分	被保険者	対象
A	大会役員	大会の開催準備業務若しくは開催業務に従事しているとき 当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅 するまでの往復途上及び会場間の移動中
	競技役員	
	競技補助員	
B	競技会補助員	
C	医師	
D	看護師等	
A	一般観覧者	大会期間中に、市実行委員会が管理運営する競技会場エリア において発生した偶発の事故により、生命、身体に生じた事 故

※被保険者は事前には確定しないため、無記名式とする。

② 補償内容

区分	内容
死亡	偶然の事項による障害に起因して、受傷日から 180 日以内に死 亡したとき
後遺 障害	偶然の事故による障害に起因して、受傷日から 180 日以内に後 遺症が生じたとき
入院	偶然の事故による障害に起因して、日常生活又は平常業務に支 障が生じたため、医師の指示により入院して治療を受けたとき (受傷日から 180 日以内の間に限る)
通院	偶然の事故による障害に起因して、日常生活又は平常業務に支 障が生じたため、医師の指示により通院して治療を受けたとき (受傷日から 180 日以内の間に、通院日数は 90 日を限度とす る。)

区分	保険金額（支払限度額）		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
A	2, 5 0 0 万円	5, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
B	1, 0 4 0 万円	6, 5 0 0 円	4, 0 0 0 円
C	1 億円	3 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
D	3, 0 0 0 万円	1 0, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円

(3) 保険条件

別紙 6 「傷害保険被保険者数推計」を参照。

(4) 保険料の算出

- ア 保険料は、別紙6「傷害保険被保険者数推計表」の保険条件を前提として算出し、被保険者別（A、B、C、D）に無記名式で行うものとする。
- イ 1人1日あたりの保険料は、各日別の従事者数の多少にかかわらず、同一金額に設定するものとする。
- ウ 怪我に対する補償に加え、日射病及び熱射病等の熱中症に対する補償を含むものとする。

(5) 保険料の支払い

保険料は、大会開催前に保険申込時点の被保険者数に基づき支払うものとし、大会終了後に、被保険者数を確定・集計のうえ、一括又は分割して清算するものとする。なお、この場合の振込手数料は振込元が負担するものとする。

4 各保険に係る共通事項

- (1) 上記補償内容と同等以上であれば保険種類は問わない。
- (2) 受注者は、保険種別及び競技別に保険料の明細を提出することとする。
- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は発注者と協議し、その指示に従うこと。